

《九州電力からの重要なお知らせ》

ご契約者 様

離島における系統接続再開のご案内について  
(低圧太陽光 10kW 未満の発電設備)

平素は当社の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、離島では、再生可能エネルギーの導入が進んだことにより、新ルール又は指定ルール対象<sup>(注)</sup>のお申込みについて、これまで系統接続をお待ちいただいておりますが、このたび、太陽光発電設備について出力制御システムが開発・市販化されたこと等から、当社は、系統接続の手続きを再開することといたします。

なお、太陽光の出力制御にあたっては、10kW 以上を先行して出力制御するという国のルールに基づき対応するため、10kW 未満のお申込みについては、連系時点では出力制御システムの導入を求めず、連系後あらためて当社が要請した際に導入いただくことといたします。

つきましては、下記のとおり系統接続の再開を行ないますので、系統接続条件に同意いただけるご契約者さまにおかれましては、系統接続再開のお手続きを進めていただきますようお願いいたします。

(注) 新ルール：電力会社からの出力制御の要請に年間 360 時間まで無補償で応じるルール

指定ルール：                   〃                   無制限無補償で応じるルール

記

1 系統接続にあたっての条件

系統接続再開以降、当社の要請に応じ、出力制御を行なうために必要な機器の設置、費用の負担、その他必要な措置を講じることに、あらかじめ同意いただくこと

2 系統接続再開の手続き

別紙 1 のとおり

以 上

【送付元】 九州電力株式会社 ○○配電事業所  
〒○○○-○○○○ 福岡市渡辺通 2-1-82  
Tel.0120-986-○○○ (平日 9 : 00 ~ 17 : 00)  
契約関係：託送○○グループ  
技術関係：○○○○グループ

○ 系統接続再開のお手続き

本書類到達以降、系統接続までのお手続きの流れは次のとおりです。

- ① 離島における系統接続再開のご案内と工事費負担金の請求（本書類）  
【九州電力⇒ご契約者さま】
- ② 「太陽光発電設備の出力抑制および必要な設備の設置に関する同意書」の提出  
【ご契約者さま⇒九州電力】
- ③ 工事費負担金の入金  
【ご契約者さま⇒九州電力】
- ④ 工事
- ⑤ 系統接続

○ その他

各離島における出力制御の適用は、以下のとおりです。

- ・ 壱岐、種子島、徳之島、沖永良部島、与論島  
⇒ 平成 26 年 7 月 26 日以降のお申込みから「指定ルール」の対象
- ・ 対馬  
⇒ 平成 27 年 1 月 26 日以降のお申込みから「指定ルール」の対象
- ・ 喜界島、甌島、奄美大島  
⇒ 平成 27 年 1 月 26 日以降のお申込みから「新ルール」の対象  
※ 甌島は、平成 28 年 7 月 5 日以降のお申込みから「指定ルール」の対象

以 上